

学校法人広島文化学園 規程集（規程）

広島文化学園大学学位規程

（趣旨）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第6条、広島文化学園大学学則（以下「学則」という。）第46条の規定に基づき、広島文化学園大学（以下「本学」という。）が行う学位の授与に関し必要な事項を定める。

（学位の名称）

第2条 本学において授与する学位は次のとおりとする。

- | | | | |
|-----|--------|------------|----------|
| （1） | 看護学部 | 看護学科 | 学士（看護学） |
| （2） | 学芸学部 | 子ども学科 | 学士（子ども学） |
| | | 音楽学科 | 学士（音楽） |
| （3） | 人間健康学部 | スポーツ健康福祉学科 | 学士（健康学） |

（学士学位授与の条件）

第3条 学士の学位は、学則第45条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

（学士学位授与の時期）

第4条 学士の学位を授与する時期は、3月又は9月とする。

（学位の取消し）

第5条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は学位の名誉を汚辱する行為をしたときは、学長は、学部教授会の意見を聴いたのち、学位を取り消すことができる。

（学位記）

第6条 学位記の様式は、別表のとおりとする。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- この規程は、平成19年3月1日から施行する。
- この規程は、平成21年4月1日から施行する。（名称変更）
- この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- この規定は、平成25年4月1日から施行する。
- この規程は、平成25年11月1日から施行する。（学科名の改正）
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。（学校教育法改正に伴う改正）
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。（人間健康学部の新設）
- この規程は、令和4年1月11日から施行する。（社会情報学部の廃止に伴う改正）

別表（第6条関係）学位記の様式

(看護学部看護学科)

看第 号	割印 広島文化学園大学長 〇〇〇〇 印	年 月 日	学位を授与する	たことを認め学士（看護学）の	の課程を修めて本学を卒業し	本学看護学部看護学科所定	氏名	生年月日
---------	------------------------------	-------------	---------	----------------	---------------	--------------	----	------

(学芸学部子ども学科)

子第 号	割印 広島文化学園大学長 〇	年 月 日	学位を授与する	たことを認め学士（子ども学）の	の課程を修めて本学を卒業し	本学学芸学部子ども学科所定	氏名	生年月日
---------	----------------------	-------------	---------	-----------------	---------------	---------------	----	------

(学芸学部音楽学科)

氏名

生年月日

本学学芸学部音楽学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士（音楽）の学位を授与する

年 月 日

割印

広島文化学園大学長 ○○○○ 印

音第 号

学位記

氏名

生年月日

本学人間健康学部スポーツ健康

福祉学科所定の課程を修めて

本学を卒業したことを認め学士

(健康学)の学位を授与する

年 月 日

割印

広島文化学園大学長 ○○○○ 印

人第 号